

# 山梨県企業局経営戦略の事業評価要領

## 1 趣 旨

山梨県企業局は、山梨県企業局長期計画・中期経営計画(計画期間:平成18年度～平成27年度)を継承するものとして、平成28年3月に山梨県企業局経営戦略(計画期間:平成28年度～平成37年度)を策定した。

経営戦略では、計画的に事業を実施し、効率的かつ効果的に経営戦略を推進するため、電気事業、温泉事業及び地域振興事業の事業ごとに前年度の取組状況の達成度を評価することとしている。この事業評価に関し、必要な事項を定める。

## 2 評価の対象

評価は、各事業における経営方針を踏まえた事業計画を対象とする。

## 3 評価の時点

前年度末現在の取り組み状況について、翌年度決算確定後に行う。

## 4 評価方法

- (1) 年度ごとの目標数値を具体的に設定した項目については、目標数値に対する取り組み状況を示す。
- (2) 目標数値を具体的に設定していない項目については、事業計画どおりの取り組みを行ったか否かを総合的に評価する。

## 5 評価の手順

各事業所管課(担当)において「経営戦略事業評価調書」を作成する。

総務課において、当該調書をもとに取りまとめ、必要に応じて調整を行った後、企業局として決定する。

## 6 評価結果の公表

評価の結果は、企業局ホームページにて公表する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。